

とおかまち応援寄附金返礼品協力事業者募集要領

1. 目的

ふるさと納税制度を活用し、十日町市の魅力を全国に発信し、十日町市を応援してくれる人や関係人口の拡大、地場産業の活性化を図ることを目的に、寄附者へのお礼の品として贈呈する商品やサービス（以下、「返礼品」という。）の提供に協力する事業者（以下「協力事業者」という。）をこの要領に基づき募集するもの。

2. 募集要件

（1）協力事業者

以下のすべてに適合するものとします。

- ア 十日町市内に本社・支社・営業所・工場・加工所・販売所・田畑等の生産拠点のいずれかがある法人、団体又は個人事業者であること。
- イ 各種法令に遵守して生産・製造・販売又は役務等の提供行っていること。
- ウ 納期が到来した市税の滞納がないこと。ただし、本市に本社等が所在していない場合は、本社等が所在する市区町村において課された市税に滞納がないこと。
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員が、経営に実質的に関与していないこと。
- オ 公序良俗に反する法人、団体又は個人事業者でないこと。

（2）返礼品

以下のすべてに適合するものとします。

- ア 総務省の定める地場産品基準に適合するものであること。
- イ 品質及び数量の面において安定供給が見込めること。ただし、季節商材等は提供可能期間内の数量的な安定供給が見込まれるものであること。
- ウ 食品衛生法、食品表示法等関係法令を遵守し、違反していない返礼品であること。

（3）返礼品の価格、送料及び寄附金額については、以下のとおり取り扱うこととします。

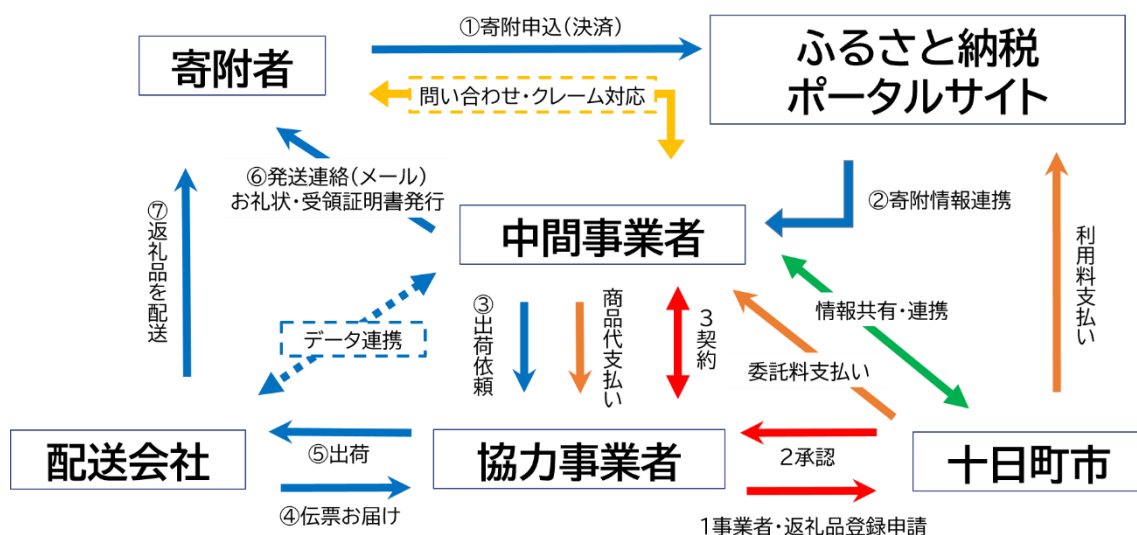
- ア 返礼品価格は、商品代、サービス代、梱包発送費用、消費税及び地方消費税をすべて含めた価格とします。
- イ 送料は、十日町市の負担とします。ただし、返礼品不良による不良品回収費、再送品代金、再送料等は協力事業者の負担となります。
- ウ 返礼品の寄附金額は、返礼品価格が寄附金額に対し3割以内となるよう市が決定します。

※寄附金額の下限は原則 5,000 円です。

3. 中間事業者

効率的な運営、返礼品の手配、ポータルサイト及び寄附者情報の適正管理、問い合わせ対応に万全を期す必要があることから、専門事業者に発送管理等を委託しています。（以下、「中間事業者」という。）

《事業イメージ》



4. 協力事業者のメリット

- (1) ふるさと納税ポータルサイトに返礼品の画像、商品名、企業名などを掲載します。
- (2) 返礼品発送の際に、自社のパンフレット、チラシ等（返礼品の価格がわかるものを除く）を同梱して発送することができます。
- (3) ふるさと納税ポータルサイトの利用料及び決済手数料、送料は十日町市が全額負担します。

5. 応募方法

(1) 協力事業者

以下のいずれかの方法で申請ください。

ア とおかまち応援寄附金返礼品協力事業者申込フォームから申し込み。

イ とおかまち応援寄附金返礼品協力事業者申込書（別紙 1）を十日町市企画政策課へ提出。

(2) 返礼品

中間事業者所定の様式にて、中間事業者経由で十日町市へ申請してください。

※（1）、（2）のいずれにおいても必要に応じて、ヒアリング、追加資料の提出をお願いする場合があります。

6. 登録の決定

(1) 協力事業者

市は、「2. 募集要件(1)」に基づき審査し、登録を決定します。その後、中間事業者との契約締結を以て、ポータルサイトへの返礼品掲載が可能となります。

(2) 返礼品

市は、「2. 募集要件(2)」に基づき審査をします。審査通過後、総務省の確認完了を以て、返礼品の登録を決定します。

※新規返礼品を登録しようとする場合、総務省の確認が必要です。総務省の新規返礼品確認申請受付期間外の申請については、次の受付期間まで、返礼品登録をお待ちいただく場合があります。

※既存の返礼品から軽微な変更を行う場合は、総務省の確認を省略します。

7. 協力事業者及び返礼品の登録期間

「2. 募集要件」を満たし、かつ登録時の内容に変更が生じない間とします。

8. その他留意事項等

- (1) 返礼品発送にあたり共有される個人情報、発送業務のためだけに使用し、第三者へ提供することはできません。
- (2) 市は、返礼品協力事業者に対し、関係法令や地場産品基準等の遵守状況確認のための調査を実施することがあります。返礼品協力事業者は、正当な理由なくこれを拒むことはできません。
- (3) 返礼品協力事業者は、関係法令及び地場産品基準を遵守していることを証明する書類を整備し、保存する義務を有します。
- (4) 返礼品協力事業者及び返礼品が各募集要件に定める事項に適合しなくなったと認める場合はその決定を取り消すことがあります。
- (5) 産地偽装等、返礼品協力事業者及び返礼品が関係法令又は地場産品基準に違反する等、返礼品協力事業者の責めに帰すべき事由により市に損害が生じた場合、市はその損害の賠償を当該事業者に請求する場合があります。

9. 申請・問合せ先

〒948-8501 十日町市千歳町3丁目3番地

十日町市役所 総務部 企画政策課 移住定住推進係

TEL : 025-755-5137

FAX : 025-752-4635

E-mail : t-kikaku@city.tokamachi.lg.jp